

東洋学報 第八十五卷第三号 平成十五年十一月

論説

封赦作「與渤海王大彝震書」について

——その起草・発給年時と渤海後期の権力構成——

赤羽日匡由

はしがき

『文苑英華』卷四七一・翰林制詔五一・蕃書四・渤海書には、「與渤海王大彝震書」が収められており、史料が僅少な渤海史研究でもとくに同時代史料としてすこぶる貴重なものとなつてゐる。大彝震とは渤海第一一代王（位八三〇～五六六年⁽¹⁾）であり、「與渤海王大彝震書」の最後の部分には「妃及び副王・長史・平章事等、各おの賜物有ること」とあつて、當時渤海の権力中枢にあつたものとして王のほか「妃及び副王・長史・平章事等」がみえている。これをめぐつてじゅうらい渤海の国内事情について、主に次の三つの問題が議論されている。

まず「平章事」については、渤海における唐の律令官制の受容と関連して注目されている。⁽²⁾それは唐制における

「同中書門下平章事」の略称なのであつて宰相にあたるという。

次に「長史」については、これを唐から派遣された官吏とみなす見解がある⁽³⁾。「與渤海王大彝震書」は當時それが実在した証左となるのであり、渤海を唐の地方政府とみる見解に独自の論拠を与えていた。長史に対する解釈は、ただちに渤海国家の性格への理解にかかわっているのである。

最後に「副王」については、これを王の長子にあてるか、王弟にあてるかで議論がある⁽⁴⁾。「副王」は『新唐書』卷二一九・列伝一四四・北狄・渤海（以下『新唐書』渤海伝と略す）にも「長子もて副王と曰う」とみえている。副王は王の生前に王権の一端を担つた王位継承予定者なのであつた。『新唐書』渤海伝のこの記事は八三五年頃の渤海における見聞記に基づくものとされており、当時の渤海では王の長子である副王が実在したか、あるいは王の長子を副王とする制度があつたことをうかがうことができる。一方渤海中台省から日本太政官に宛てられた咸和一（八四一）年閏九月二五日付渤海国中台省牒の末尾の署名には、渤海中枢官庁の長官をいくつか兼任する大慶晃の存在がみえる。大慶晃とは大彝震の弟であり、彼を継いで第一二代王となる人物である。この大慶晃を副王にあてる見解もあるのである。この場合『新唐書』渤海伝の記事とは異なり、実際渤海では王の長子に限らず王族も副王になりえたことになる。このように「與渤海王大彝震書」にみえる副王に王の長子をあてるか、それとも王弟をあてるかという問題は、当時の渤海の権力構成や王位継承のありかたに深く関わつていて重要である。

しかしながら、これまで「與渤海王大彝震書」の起草・発給年時を明らかにしたうえでこの問題が考えられてきたのではなかつた。したがつて「與渤海王大彝震書」にみえる「妃及び副王・長史・平章事等」と八四一年閏九月

当時、渤海中枢官庁の長官のいくつかを兼任していた大慶晃との関係についての解釈にはいまだ検討すべき余地がある。両者の関係をふまえたうえではじめて、副王や長史らの比定やそれらの性格などという問題をより精確に考察できるのであって、ひいては当時の渤海の権力構成に対する理解に影響するところも小さくないであろう。そしてこのことは、さらには渤海国家の史的展開への理解にも影響を及ぼすものとおもわれる。

そこで本稿はまず「與渤海王大彝震書」の起草・発給年時を確定する。そのことで明らかになるいくつかの事実を指摘したうえで、次に「與渤海王大彝震書」を手がかりに、さしあたって当時の渤海の権力構成について考察してみたいとおもう。

一 「與渤海王大彝震書」の起草年時について

(一) 「與渤海王大彝震書」の作者をめぐる従来の見解
まずははじめに「與渤海王大彝震書」の全文を提示しておきたい。

(A) 『文苑英華』卷四七一・翰林制詔五二・蕃書四・渤海書

與渤海王大彝震書 封赦

勅渤海王大彝震。王子大昌輝等、自省表陳賀、并進奉事、具悉。卿代襲忠貞、器資仁厚、遵禮義而封部和樂、持法度而渤海晏寧。遠慕華風、聿修誠節、梯航萬里、任土之貢獻俱來、夙夜一心、朝天之禮儀克備。龍庭必會、鯤域何遙。言念嘉猷、豈忘寤歎。勉弘教義、常奉恩榮。今因王子大昌輝等廻國、賜卿官告及信物、至宜領之。

封赦作「與渤海王大彝震書」について 赤羽日

妃及副王・長史・平章事等、各有賜物、具如別錄。

(A)は「勅」で始まるので、一般に詔勅と呼びならわされる王言七種のうち論事勅書にあたる。⁽⁵⁾ またほぼ同文が『全唐文』卷七二八に収められている。

(A)の起草・発給年時を考定するにあたつてまず、清末民国初の文人唐晏はその著書『渤海國志』⁽⁶⁾ 卷一・詞命志で、(A)を「文宗與渤海王大彝震書」として『舒元興集』から引用し、これを唐の第一四代皇帝文宗代のものとみた。金毓黻氏もその著書『渤海國志長編』⁽⁷⁾ で、(A)を封赦作としながらも王子大昌輝が唐に奉使した際に文宗より賜つたものとした(卷九・宗臣列伝第一、卷一八・文徵・唐勅)。これより後、この比定に従う見解が多い。文宗は宝曆二(八二六)年一二月に即位し、開成五(八四〇)年正月に薨じている。それゆえこの見解に従い、併せて大彝震の在位年を考慮すれば、(A)の起草・発給年時はおよそ八三〇～四〇年のあいだということになる。

一方『唐代詔勅目録』は(A)を会昌中と編年する。⁽⁸⁾ 目録という性格上説明はないが、(A)の作者封赦の官歴に注目したものであることは間違いない。封赦が王言の起草に与るようになるのは会昌年間以後である(詳細は後述)。唐の第一五代皇帝武宗は開成六(八四二)年正月九日に改元して会昌元年とし、会昌の年号は六(八四六)年まで行われた。従つて(A)はその間に起草・発給されたことになる。

さらに濱田耕策氏は始め(A)を大和四(八三〇)年一二月に唐に来朝した渤海使の帰国に際し託されたものと推測したが⁽⁹⁾、その後『唐代詔勅目録』を参照しつつ(A)の起草・発給年時を「[会昌初]あたりか、(中略)、「[会昌中]」とした。⁽¹⁰⁾ 濱田氏がこの年時比定をもとに改めて(A)を渤海史の史的展開に即して利用した点は注目される。

(A)の起草・発給年時をめぐる両説のうち、(A)を文宗の勅とする説は実はそれを舒元輿の文とみてはじめて成立する。しかしそれは誤りである。唐晏が果たして(A)を本当に『舒元輿集』から引用したのかどうか自体疑問がのこる⁽¹¹⁾が、それを措いても「文宗與渤海王大葬震書」という標題は、舒元輿が甘露の変（八三五年）で没しているので明らかに後人のものである。つまりあくまで一つの解釈である。舒元輿が王言起草にあずかつたとすれば、同中書門下平章事として宰相であつた大和九（八三五）年九月二日から一一月壬戌まで（『資治通鑑』卷二四五・唐紀六一）に限られる⁽¹²⁾。しかし大和九年に渤海使の朝貢はない。また今日のこる舒元輿の文にも王言はみえず、實際その起草の機会はなかつたとみてよい。従つて(A)を舒元輿の文とみるとはできない。(A)の作者は封敖とみてよい。現段階では『唐代詔勅目録』が会昌中とする見解が有力なのである。

(二) 新旧両『唐書』列伝による封敖の官歴の検討

(A)の起草・発給年時を比定するにあたつて『唐代詔勅目録』がよつた史料は、おそらく新・旧両『唐書』封敖伝であつたとおもわれる。封敖の官歴を伝える部分に限つてそれを掲げよう。

(B) 『旧唐書』卷一六八・列伝一一八・封敖

封敖字碩夫、其先渤海蓱人。祖希夷、父諒、官卑。敖、元和十年登進士第、累辟諸侯府。大和中、入朝爲右拾遺。會昌初、以員外郎・知制誥、召入翰林爲學士、拜中書舍人。（中略）。德裕罷相、敖亦罷內職。宣宗卽位、遷禮部侍郎。大中二年、典貢部、多擢文士。轉吏部侍郎・渤海男・食邑七百戸。四年、出爲興元尹・御史大夫。

封敖作「與渤海王大葬震書」について 赤羽目

山南西道節度使、歷左散騎常侍。十一年、拜太常卿、出爲淄青節度使、入爲戶部尚書、卒。

(C)『新唐書』卷一七七・列伝一〇二・封敖

封敖字碩夫、其先蓋冀州蓴人。元和中、署進士第、江西裴堪辟置其府、轉右拾遺、雅爲宰相李德裕所器。會昌初、以左司員外郎召爲翰林學士、三遷工部侍郎。(中略)劉稹平・德裕以定策功進太尉、時敖草其制曰、(中略)未幾、拜御史中丞、與宰相盧商慮囚、誤縱死罪、復爲工部侍郎。大中中、歷平盧・興元節度使。初、鄭涯開新路、水壞其棧、敖更治斜谷道、行者告便。蓬・果賊依雞山、寇三川、敖遣副使王贊捕平之。加檢校吏部尚書。還爲太常卿。始視事、廷設九部樂、敖宴私第、爲御史所劾、徙國子祭酒。復拜太常、進尚書右僕射。然少行檢、士但高其才、故不至宰相、卒。

(B)・(C)によると封敖は字を碩夫といい、その先祖は渤海(冀州)の蓴(現在の河北省景県の境)の出身であつたといふ。およそ九世紀の人である。

ところで王言の起草は特定の官職に就くもののみに限られる。封敖の官歴のうち、まず、王言の起草にあずかりうる官職を確認しておきたい。先に結論をいえば、それは中書舎人と知制誥と翰林学士との三者である。

中書舎人は天子の意志を表示・宣下することを掌つた中書省にあって、実際に王言や天子の批答の文案を起草する任に当たつた。⁽¹⁴⁾知制誥は正規の中書舎人ではないが、他の官職に就きながら王言を執筆する機会に恵まれたさいに加えられたものである。⁽¹⁵⁾翰林学士もまた王言の起草をその職掌としたが、一定の品秩を持たなくとも文学の才があれば誰でもその職に就くことができた。⁽¹⁶⁾なお封敖が就任した最初の中央官である右拾遺は、中書省の官員(從八

品上)であり一見王言の起草に与りそうである。しかしその職掌は「國家に遺事有らば、拾いて之れを論ず」(『大唐六典』卷八・左拾遺條)とあるように供奉・諷諫であり⁽¹⁷⁾、実は王言の起草には与らない。

これら中書舍人・知制誥・翰林学士の三つの王言起草官に注目して再び(B)・(C)をみると、封敖が王言起草官に始めて就任したのは両者とも「會昌初」と伝える。一方王言起草官からの離任については(B)・(C)で所伝が若干異なる。まず(B)では李德裕の宰相罷免とともに、封敖もまた「内職」を罷免されたという。内職とは一般的に地方官に対する中央官を指すが、唐では翰林学士を内職とも称したので、ここでは翰林学士とみてよい。(B)からは中書舍人と知制誥とにいつまで在職していたかは判らないが、翰林学士からの離任を王言起草官からの離任の一応の目安としてよいであろう。李德裕の宰相罷免は宣宗會昌六(八四六)年四月壬申(『資治通鑑』卷二四八)である⁽¹⁸⁾。次に(C)では大中(八四七~六〇年)年間には中央から地方の節度使に転じたという。

従つて(B)・(C)によるかぎり、封敖の王言起草官在職期間は會昌初からおよそ會昌六年までという、はなはだ漠然としたものになつてしまふ。『唐代詔勅目録』が(A)の起草・発給年次を會昌中と編年したのは、こうしたことを念頭に置いたものとみられ、きわめて慎重かつ妥当な見解といふことができる。

(三)『丁居晦重修承旨學士壁記』にみる封敖の官歴

しかし、封敖の王言起草官在職期間をより限定できる史料が実はほかに存在する。それは次の史料である【】内は割注。以下同じ)。

(D) 『丁居晦重修承旨學士壁記』(宋・洪遵『翰苑群書』⁽¹⁹⁾卷六所収)

封赦【會昌二年十二月一日、自左司員外郎兼侍御史・知雜事充、其月三日、改駕部員外郎。三年五月二十五日、加知制誥。四年四月十五日、遷中書舍人、九月四日、遷工部侍郎・知制誥。依前充。五年三月十八日、三表陳、乞蒙恩、出守本官】。

はじめに『丁居晦重修承旨學士壁記』(以下「丁記」と略称)について、その史料的性格をみておきたい。まずその記載方式については、壁記とは官庁の壁にその官庁・官職に関して書かれた文章であり、事實をありのままに書き記す文体である「記」の一種であるという。⁽²⁰⁾『丁記』は年号とその間の翰林学士の人数とを見出しつつ、以下学士の姓名を列挙し、その姓名に官歴とその任官の日付とを割注で注記する。

次にその成立過程については、岑仲勉氏による解説⁽²¹⁾を参考にみてゆきたい。岑氏によれば、『丁記』は『重修翰林学士院壁記』とよぶべきだという。⁽²²⁾『丁記』は「承旨學士壁記」というものの、その記載内容は翰林学士承旨のみならず翰林学士をも含むからである。翰林学士承旨は翰林学士の筆頭で、年輩者にして徳高きものが就任したものであり、翰林学士とは区別されるものである。

『丁記』の成立過程を年代順に追っていくと、まず大明宮の翰林学士院北廳の壁面に、開元(七二三~四一)年間の日向を始めとして、学士が自らの姓名を墨書で書き継ぐようになった。このうち貞元(七八五~八〇五)年間以前のものは韋執誼の追記であるという。その後元和一五(八二〇)年、北廳のこの壁記を前廳(南廳)に移した。一方、翌長慶元(八二二)年、前廳の壁記とは別に、元稹によりもっぱら翰林学士承旨について記す「承旨學士廳記」が

東廬（東學士院？）の右壁に作られた。開成二（八三七）年、「承旨學士廳記」の重修に際し、前廳の壁記と「承旨學士廳記」との記載をあわせ、東學士院の右壁に記した。それが丁居晦の撰になるものであり、正確には開成二年五月一四日のことであった。

ところで『丁記』にみえる日付の下限は、咸通一五（乾符元・八七四）年正月一二三日である。しかも『丁記』には、丁居晦は開成五（八四〇）年二月二三日に卒したとある。⁽²⁵⁾つまり壁記は開成二年五月一四日以降もなお書き継がれたのであり、『丁記』のすべてを丁居晦の撰とみるのは正確ではない。それでは『丁記』が現在の体裁をとるようになった経緯はどうかというと、それを考えるには次の史料が手がかりとなる。

(E) 尚書元稹承旨學士廳壁記、舊題在東廬之右。歲月滋久、日爍雨潤、牆屋罅缺、文字昧沒、不稱深嚴之地。院使郭公・王公、皆以茂器・精識、參掌院事、顧是言曰、吾儕釐務、罄盡心力、細大之事、人謂無遺。而茲獨未暇、使衆賢名氏、翳不光耀、失今不治、後誰治之。遂占工賦程、不日而成。峭麗齊平、粉繪耀明、玉粹雲輕、隨顧而生、貫列豪英、使千萬齡、無缺無傾。工告休命、予紀完葺之美。舊記所載、今皆不書。開成表號之二年五月十四日記。學士姓名、此本據院中壁上寫、並無大歷・天寶學士姓名。

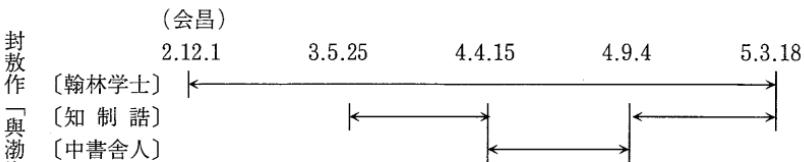
(E)は『丁記』に附された丁居晦による序文である。(E)とほぼ同文が『文苑英華』卷七九七・序壁一・翰林及び『全唐文』卷七五七にも收められているが、『文苑英華』・『全唐文』所収の文には(E)の傍線部がない。つまり(E)の傍線部は後人の注とみてよい⁽²⁶⁾。そしてそれは「学士の姓名はもともと（東）學士院の内壁面（に書かれたもの）によつて写した。大曆（七六六～七九）・天宝（七四二～五六）両年間の学士の姓名はない」という。内容からみてこれは実

際に壁記を一書にまとめた人物の言とみられる。この後人の注が附されたのは咸通一五年正月一三日を降ることさほど遠くないであろう。こうした考えが認められるならば、(D)は同時代史料もしくはたとえ慎重にみてもそれに近く近接した時代の編纂史料ということができる。

こうした「丁記」成立過程とその記事のオリジナル性とに鑑みて、その史料的価値はきわめて高いと判断される。封敷の官歴を考えるさいに最も重視すべき史料なのである。

ここで(D)の解釈に入りたい。そこで注意されるのはまず、会昌二（八四二）年一二月一日に「充」てられたのは翰林学士だという点である。第二に、同四年四月一五日に中書舍人に遷った際、知制誥は解かれたとみられる点である。先述のように知制誥はいわば中書舍人見習いであり、中書舍人に就任した以上、知制誥を帯びる意義を失う。第三に、同年九月四日に工部侍郎・知制誥に遷つたことと併せて「前に依りて充てらる」とあるのは、初めて翰林学士となつてから工部侍郎・知制誥に在職した会昌五年三月一八日まで、翰林学士に充てられていたという点である。⁽²⁷⁾翰林学士に充てられたまま三省の八品官から四品官の間を遷転していく例は、新旧『唐書』の検討によつても普通にみられることであつて、(D)の「前に依りて充てらる」もその直前の会昌四年九月四日条のみならず、会昌一年一二月一日からずつとかかっているものとみてよい。第四に、「出でて本官を守」つたことは、翰林院を出ることすなわち翰林学士の職を辞し、本官の工部侍郎のみを帯びることになつたという点である。本官とは兼官の対語である。封敷は翰林学士を辞している。残る工部侍郎と知制誥のうち知制誥は、『新唐書』卷四七・百官志一、中書省の条に「又一人、知制誥。進畫を顕らにし、食を政事堂に給す。其の餘、制勅に分署す。

図一 封赦の王言起草官在職期間



(中略)。開元初、它官を以て詔勅・策命を掌る。之れを兼知制誥と謂う」とある。知制誥は兼官なのであり、それゆえここでの封赦の本官は工部侍郎となる。以上の(D)の解釈を図示すれば次のようにある(図二)。

したがつて、(A)の起草年時は会昌二年一二月一日から同五年三月一八日までの間となる。

二 「與渤海王大彝震書」の発給年時について

前章の検討により(A)の起草年時を絞ることができた。さらにそれを確定するために、それと表裏の関係にある(A)の発給年時について考えてみたい。

そこでまず再確認しておきたいのが(A)の内容である。(A)の傍線部から、王子の大昌輝が大彝震の表を所持しており、また進奉をおこなったことと遠路土地の産物を貢献したことなどがわかる。つまり大昌輝はもともと唐都長安に滞在していたものではなく、このとき渤海から朝貢にやつってきたとみてよい。(A)はその帰国のさいに武宗が賜つたものなのである。⁽²⁸⁾

次にその朝貢がいつのものかについてであるが、『新唐書』渤海伝には「渤海、(中略)。文宗の世を終えるまで來朝すること十二、會昌凡そ四なり」とある。『新唐書』編纂時(北宋・嘉祐五(一〇六〇)年)、会昌年間の渤海遣唐使として伝わっていたのは四件であった。現時点でも会昌年間に四件の渤海遣唐使がみいだせるのであり、これらを会昌年間の渤海遣唐使の全貌

とみても大過ないとおもわれる。これらを掲示すれば次の通りである。

(K) 『杜陽雜編』卷下

武宗皇帝會昌元年、扶餘國貢火玉三斗及松風石。(中略)。又渤海貢馬腦櫃・紫瓷盆。

(L-1) 『新唐書』卷二七下・列伝一四二下・堅昆

會昌中、阿熱以使者見殺、無以通于朝、復遣注吾合素上書言狀。(中略)。行三歲至京師、武宗大悅、班渤海使者上。

(L-2) 『資治通鑑』卷二四七・唐紀六三

(會昌三年二月) 辛未、黠戛斯遣使者注吾合索獻名馬二。(中略)。詔太僕卿趙蕃飲勞。(中略)。甲戌、上引對、班在勃海使之上。

(M-1) 『旧唐書』卷一八上・本紀一八上・武宗

(會昌六年正月) 己未、南詔・契丹・室韋・渤海・牂柯・昆明等國遣使入朝、對于麟德殿。

(M-2) 『冊府元龜』卷九七二・外臣部・朝貢五

(會昌) 六年正月、南詔・契丹・室韋・渤海・牂柯・昆明等使、並朝于宣政殿。

(M-3) 『冊府元龜』卷九七六・外臣部・褒異三

(會昌) 六年正月、南詔・契丹・室韋・渤海・牂柯・昆明等使、並朝于宣政殿、對麟德殿、賜食於內亭子、仍賚錦綵・器皿有差。

(N) 『旧唐書』卷一八上・本紀一八上・武宗

(會昌六年正月) 己丑、渤海王子大之尊入朝。

(K) は小説伝奇のたぐいであり、その内容も説話的である。しかし蘇鶴撰『杜陽雜編』は乾符三(八七六)年八月の編纂であり、(K)の年時と近接する。またその書は広徳元(七六三)年以来の話題を広くあつめ、最後に残つた確實で信用できるものを年代順に配列し、三巻にまとめたものであるといふ。⁽²⁹⁾ それゆえ(K)は史実を反映しているとみてよいと考える。また(M)と(N)とは同じ『旧唐書』本紀に別々に記載され、両者の内容がそれぞれとなることからして同一の遣使とみる理由はないともう。

これら四件の渤海遣唐使のなかで大使名が不明、かつ前章で絞った(A)の起草年時に該当するのは、会昌三(八四三)年二月の(L)だけである。しかし(A)の起草・発給年時を考究するには、さらにに(L)が唐における朝貢使節の迎賓儀礼でどの時点にあたるかについて明確にしておく必要がある。

石見清裕氏の研究によれば、唐へやつてくる諸外国の朝貢使節はおよそ次のような手続きを経て帰国する。⁽³⁰⁾

- ① 京師到着 → ② 迎賓館(鴻臚館) 入り → ③ 迎労儀礼 → ④ 皇帝謁見日の伝達 → ⑤ 皇帝謁見 → ⑥ 宴会儀礼 → ⑦ 唐より国書授与 → ⑧ 奉辞 → ⑨ 帰国

問題は(L)が右の迎賓儀礼のどこに位置づけられるかであるが、注目されるのは(L)で武宗が黠戛斯(キルギス)使の席次を渤海使より上位としたという内容であり、使者の席次が問題となつてゐる。使者の席次は蕃望によるランクで決定されるが、唐廷で行われる儀式で外国使節が出席するもののうち、外国使節相互間で席次に差が設けられ

るのは、元日・冬至朝賀の儀式と皇帝朝参（謁見）の際とであるといふ。⁽³¹⁾ そこで(L)に注目すると、渤海使と黠戛斯使の席次が問題となつたのは二月甲戌のことであつた。この二月甲戌は二月一五日にあたる。⁽³²⁾ 一五日は望日であり、望日は復元儀制令第五条⁽³³⁾に、

諸在京文武官職事九品以上、朔望日朝。其文官五品以上、及供奉官・員外郎・監察御史・太常博士、毎日參。武官五品以上、仍毎月五日・十一日・二十一日・二十五日參、三品以上、九日・十九日・二十九日又參。

とあるように、九品以上のすべての在京官人が皇帝朝参する日であつた。したがつて、(L)は会昌三年二月一五日の皇帝朝参での様子を伝えるものとみてよい。

それではこれは唐の迎賓儀礼のどこに位置づけられるのであらうか。まず外国使節の正式な皇帝謁見儀礼である⑤以前にあたるとは考え難く、⑤と一連の儀礼である⑥宴会儀礼より以前であるとも考え難い。また⑦国書授与儀礼を終えれば使者は帰国の途につく準備を始めるのであり、これ以降と考えるのも妥当ではないとおもう。それゆえ(L)は宴会儀礼が終わり唐皇帝より国書を授与されるまでの長安滞在中に、たまたま望日にあたり文武百官が揃つて朝参するなか同席した渤海使の様子を伝えるものとみられる。(A)の起草・発給年時はそこからさほど時をおくものではなかろう。ここでは会昌三(八四三)年二月一五日の少し後の某日とそれを推測しておきたい。

なおここで(A)の起草・発給年時が確定されたことで明らかとなるいくつかの事実について確認しておきたい。まず「卿に官告を賜う」とあることから、大彝震がこの時に唐から進封を受けたことが判明する。大彝震は即位直後に唐から「銀青光祿大夫・簡較秘書監・忽汗州都督・渤海國王」〔冊府元龜〕卷九六五・外臣部・封冊三など)に

冊封された。このとき進められた官爵は定かではないが、更に唐の渤海王への評価が高まつたことがわかる。

次に会昌三年二月の渤海使の大使が大昌輝であったことが判明した。この渤海使については黠戛斯使との接触から、渤海人の西方世界観の広がりという観点で注目されている⁽³⁴⁾。その西方情報を渤海にもたらした一人として大昌輝の名が知られることとなるのである。

三 「與渤海王大彝震書」にみえる副王と長史について

(A)の起草・発給年時が確定された今、あらためて(A)の内容に考察を加えてみたい。(A)の末尾には王妃・副王・長史・平章事が特記されており、王である大彝震と併せてこれらの人々が渤海の権力中枢にあつたことがわかる。

ところで、渤海の中台省が日本太政官宛に出した咸和一一（八四二）年閏九月二五日付渤海国中台省牒⁽³⁵⁾（以下「咸和中台省牒」と略称）の末尾の署名には（□は判読不明、□の中の文字は推測を表す）、

(O)吳秩大夫政堂春部卿上中郎將上柱將聞理縣擬開國男賀守

謙中臺親公大内相兼殿中安豐□開國公大虔日光

とある。ここにみえる大虔日光とは、『旧唐書』卷一八下・宣宗本紀大中一二（八五八）年二月条に、

以渤海國王弟權知國務大虔晃爲銀青光祿大夫・檢校秘書監・忽汗州都督、冊爲渤海國王。

とある、後に大彝震を継いで渤海第一二代王となつた王弟の大虔晃（位八五七～七二）その人である。その大虔晃が帶びる官銜のうち、まず「中臺親公」とは、唐の中書省に相当する中台省の長官に尊称を附したものという⁽³⁶⁾。本来

封敷作「與渤海王大彝震書」について

赤羽目

中台省の長官は右相であつて、唐の中書令にあたると考えられており、右相の職掌は国王を佐け国政に与つたものとされる⁽³⁸⁾。中台親公は右相に代わる官職であり、在任者が王弟であつたために特別な名称をあてられたのである。次に「大内相」とは、国家行政の中心的機関である唐の尚書省に相当する、政堂省⁽³⁹⁾の長官である。また「殿中」のあとには脱文が想定されており、殿中大令あるいは殿中令ならば、唐の殿中省に相当し国王の服御を掌つたとされる殿中寺⁽⁴⁰⁾の長官である。

(A)の起草・発給年時は八四三年二月一五日の少し後であり、大昌輝等が渤海王都を出発して唐都長安に到着するまでの時間を考慮すれば、それを数ヶ月さかのぼる時期の渤海の権力中枢が王と王妃・副王・長史・平章事で構成されていたこととなる。さらにその約一年ほど前に、このように渤海の中枢官庁の長官をいくつか兼ねている大慶晃は、必ずや(A)に特記された人物のなかの一人にあたるにちがいない。これまで(A)の起草・発給年時を確定する以前には、(A)を「咸和中台省牒」以前のものとする余地が存在した。言い換えると(A)を大慶晃が抬頭する以前の情況を示すもの、すなわち(A)に特記された人物のうちに大慶晃が含まれない可能性をのこしていたのである。しかし今回(A)の起草・発給年時を確定したことで、その可能性を排除することができた。そこで次にあらためて(A)に特記された人物の比定をおこないたい。ただし、ここではその考察の対象を長史と副王とに限定することにする。

(一) 「長史」について

長史は渤海官制について体系的に記す『新唐書』渤海伝にその名がみえない。それゆえ、(A)の長史を唐から派遣

された官吏とみなす意見がある。(41) まずこの点について考えてみたい。

たとえば『旧唐書』卷一九九下・列伝一四九下・北狄・渤海靺鞨には、

(開元)十四(七二六)年、黒水靺鞨遣使來朝、詔以其地爲黑水州、仍置長史、遣使鎮押。

とあり、唐の羈縻州とされた黒水靺鞨に唐から長史が派遣されている。確かに唐の羈縻州に唐の官吏が派遣されているのであり、また渤海は『新唐書』卷四三下・志三三下・地理七下に「渤海都督府」とみえるように、名分上は唐の羈縻州として扱われていた。従つてこうした見解は一つの解釈として成立するのではあるが、しかしそれは疑問である。唐の羈縻支配は都督府や州県を置きながらも、その都督や刺史には在地の首長を任命し、統治はその自治に任せるのが一般的であった。また羈縻州に必ず唐の官吏が派遣されたわけではなく、むしろそれは例外である。先にあげた黒水靺鞨の場合も、それに続く記事に「黒水、唐家の官吏を請う、即ち之れを擊たんと欲さば、是れ唐に背くなり」とあり、黒水靺鞨が唐に官吏の派遣を要請した特別な事例なのである。渤海王宛の勅書中に渤海の有力者とともに記された長史が、唐の派遣官であつた可能性は少ない。(43)

従つて長史は渤海の官人とみられるのであるが、それでは長史とはいつたいどのような存在であつたのであろうか。先述したように、たしかに長史は渤海官制にはみられないものではあるが、もしそれを渤海官制のなかに位置づけるとすれば、どのような存在にあたるのかを考えることで、長史に対する理解の手がかりとしてみたい。そのさいまず想起したいのは、渤海官制は各官庁間の縦型の統轄関係が目立ち、官庁別の職掌分担より職階の上下が重視されていたという指摘である。(44) (A)で長史は平章事よりも先に挙げられている。それゆえ長史は平章事より上位に

図二 「新唐書」渤海伝による官職統轄関係（一部）

中台省長官
中台省次官
右相
右平章事
右司政

政黨省長官

宣詔省長官
宣詔省次官
左相
左平章事
政黨省次官
左司政

(A)の平章事とは、実は右平章事と左平章事とをまとめて

指すものであり、それより上位の官職は、大内相あるいは左・右相である。副王は王位繼承予定者としての位であるから、これら官職にはあたらない。それゆえ長史は、までは大内相あるいは左・右相のいずれかに当たると考えられる。他方これら官職を複数兼ねたものである可能性もある。ただ先にみたように、平章事が左・右平章事の二人をまとめて指していることから考えて、長史が必ずしも一人であるとはいきれない。むしろ一人の人間が大内相と左・右相とをすべて兼職するという事態は想定し難いのではないだろうか。後述するように、確かに大慶晃が大内相と右相の別称とみられる中台親公とを兼ねていた例もあるが、それでも左相までをも兼ねてはいない。唐の門下省に相当する中枢官庁である宣詔省の長官、左相の存在を無視してそれが当時欠員であったと片付けるのも、やはり些か強引であろう。長史は複数存在したとみたほうがよい。長史は大内相・左・右相の三つの官職をまとめていう別称であったのであろう。

次になぜ長史という名称が使用されたかについて考えてみたい。そこで手がかりとなるのは、先述のように渤海は唐より渤海都督府とされており、歴代渤海王は「忽汗州都督」に任命されていたことである。唐制では都督府は次のような官員組織（一部）を有しており（表）、そこに長史がみえるのである。渤海都督府が大・中・下いずれの

あつたことになる。そこで「新唐書」渤海伝によつて、渤海官制において平章事より上位の官職とそれらの統轄関係とを図示してみよう（図二）。

等級であったかは不明であるが、渤海都督府に別駕が存在したならば(A)にみえるはずである。それゆえ渤海都督府において、長史は都督である渤海王の通判官(次官)であったのであろう。ところで、この渤海都督府については、都督であつた渤海王が実際に都督府を開き、都督以下の府官を擁していたという可能性がないとはいきれないが、渤海では独自の官制機構を整えていたことが明らかなので、その可能性はきわめて低いと考えられる。少なくとも(A)の起草・発給年時にその実在を想定することは困難であろう。それにもかかわらず長史という名称が使用されたのは、渤海国内において、都督である渤海王に次ぐ高位の官職にあるものを指示するためだつたのではないだろうか。またこのように長史が唐制より名称のみを借りたものであれば、唐制の都督府における長史の員数が一人であることには拘泥する必要はなかつたであろう。

以上を要するに、長史とは大内相と左・右相とを一括して指称するものであり、それはすなわち渤海王に次ぐ高官階層を指称するものであつたのであろう。それではこうした長史には具体的に誰が含まれていたのであろうか。まずは大慶晃が長史であつたことは間違いない⁽⁴⁵⁾。なぜなら(0)で大内相と中台省の長官の右相に代わる中台親公とを兼職しているからである。また具体的な名前は知られないが、宣詔省の左相であつた人物も長史に含まれていたにちがいない。

表 唐代都督府官員組織(一部)

大都督府	都督一人(從二)	長史一人(從三)	司馬二人(從四下)
中都督府	都督一人(正三上)	別駕一人(正四下)	長史二人(正五上)
下都督府	都督一人(從三)	別駕一人(從四下)	長史一人(從五上)

(二) 副王について

(A)の副王は実はこれまで大慶晃にあてられることが多かつた。⁽⁴⁶⁾しかし『新唐書』渤海伝に、

俗謂王曰可毒夫、曰聖王、曰基下。其命爲教。王之父曰老王、母太妃、妻貴妃、長子曰副王、諸子曰王子。⁽⁴⁷⁾とあるように、副王は基本的には王の長子なのであって、王弟の大慶晃にはそぐわない。特にこの王族呼称記事を含む『新唐書』渤海伝の地理・官制・風俗記事は、太和七十九（八三三—五）年のあいだ幽州から渤海へ使した張建章が、帰国後の八三五年に著した見聞記『渤海國記』によつたという。⁽⁴⁸⁾つまり(A)とほぼ同時代の渤海では、王の長子を副王とする制度が存在していたことになる。そして副王が王位繼承予定者であったことはまちがいない。

この王族呼称記事については、当時の渤海王大彝震の父がすでに他界しており老王は実在しない事実やその文脈などからみて、私見では、八三五年当時の現実の情勢に限定して解釈することはできないと考える。しかし、八三五年当時副王は大彝震の長子であったが、後に(A)の起草・発給年時には替わって王弟の大慶晃が副王であった、とする主張もある。⁽⁴⁹⁾この点については、(O)には大慶晃の官銜として副王がみえないので、八四一年前後には大慶晃は副王ではなかつた、とする指摘⁽⁵⁰⁾に従うべきだと考える。さらに付け加えるならば、(O)で大慶晃はあくまで中台「親公」なのであつて「王」ではないことが注意される。

このように(A)の副王を大慶晃にあてるのは困難であり、それを『新唐書』渤海伝のとおり、大彝震の長子とみなすのが最も穏当である。大彝震に子がいたことは(A)に大昌輝がみえあきらかであるが、そのほかに大明俊・大光晟・大延広・大之萼がみえる。(A)の副王はかれらの長兄なのである。

なお大慶晃についていえば、さらに(A)より後に至つて始めて副王となり、王位に昇つたという意見もある。⁽⁵²⁾しかし高位の官職を兼任していた存在（長史）と副王とは(A)で並立しており、別の次元で理解されるべきであつて、前者は権知國務とか知國務とか自称して王位にのぼつたのである。

四　渤海後期の権力構成——むすびにかえて——

「與渤海王大彝震書」は会昌三（八四三）年二月一五日の少し後に起草・発給された。それゆえ「與渤海王大彝震書」に記された内容は、それより数ヶ月ほど前の渤海の国内情況とみられ、さらにその約一年ほど前にすでに渤海の中枢官庁の長官をいくつか兼ねていることが確認される大慶晃は、そこに「妃及び副王・長史・平章事等」と記載された人々のなかの一人にあたると考えられる。このことをふまえ副王と長史との比定をおこなうと、副王は大彝震の長子、長史は大慶晃と左相の某と考えるのがもつとも穩当である。

そこでこれまでの考察をふまえ、「與渤海王大彝震書」の起草・発給当時における渤海の権力中枢の構成について若干言及したい。

はしがきでも述べたように、「與渤海王大彝震書」に「妃及び副王・長史・平章事」とみえている人々は、唐皇帝がわざわざ特記していることからみて、渤海国家の権力中枢にあつたと考えてまず間違いない。しかしこれらの人々は一律に同一の地位にあつたのではなく、まずは二つの階層に分けることができるようにおもわれる。一つは王妃及び副王に王を加えた王の最近親の階層であり、もう一つは長史・平章事の官制機構の高位者となる階層で

ある。また後者はその性格からみて、宰相階層といつても差し支えないとおもう。唐制では、門下・中書・尚書三省の長官である門下侍中・中書令・尚書令（後に左右僕射）と、他官をもつて宰相職を兼ねる際に称せられた同中書門下三品を帯びたものとが宰相なのであり、同中書門下三品は後に平章事と称された⁽⁵⁴⁾。長史とは、渤海の宣詔・中台・政堂三省の長官である左相・右相・大内相をまとめていう別称であり、また宣詔・中台・政堂三省は、それぞれ唐の門下・中書・尚書三省に比することができますので、長史は宰相にあたるとみられ、渤海の左・右平章事もそれぞれ宣詔・中台省の次官ではあるが、名称が唐の宰相を表す平章事とまさに同一であることから宰相であつたとみてよいであろう。当時の渤海ではこうした王の最近親の階層と宰相階層とで権力中枢が構成されていたのである。

しかし宰相階層も安易に一樣に扱われるべきものではなかろう。渤海三省の長官が長史として一括される一方で、次官の左・右平章事はまた別に平章事として一括される。それは両者には区別すべき差等が存在したからであろう。宰相階層にも上位の宰相階層（長史）と下位の宰相階層（平章事）とが存在していたのである。

そしてこのうち上位の宰相階層について更にみてゆくと、前章の検討によれば、大内相と中台親公などを兼ねていた大慶晃と左相であった某との二人であった。確かに大慶晃は三省の長官のうち二つを兼ねていたのではあるが、彼と左相の某とはともに長史として一括されたのであり、その意味で両者は同等な存在であったとみられる。渤海では、三省の長官を王に次ぐ一つの階層としていたのであり、その権力は官制機構によつて保障されていた。大慶晃はあくまでこうした上位の宰相階層の一人として渤海の権力中枢の一端を担つていたのであり、それゆえ彼を

独り王に比肩するような突出した地位にあつた存在とみなすことは困難であろう。当時の渤海の権力中枢について
は、他の宰相や王位繼承予定者としての副王をも含めた、より複雑な権力構成のありようを想定しなければならぬ。

ただし、大慶晃はあくまで上位の宰相階層のなかの一人に過ぎなかつたことは間違いないのであるが、やはり上位宰相職のうち二つを兼ねてゐる点には注意する必要がある。つまり大慶晃は官制機構を背景とし上位の宰相階層に属しながらも、そこにとどまらず、さらに上位の宰相階層という枠組みを越え、それら上位宰相職のうちのいくつかを兼職することで、その階層を超越した権力と地位とを掌握しつつあつたとみられるのである。

考えてみると、大慶晃が大彝震の跡を継いで第一二代王となるのは、「與渤海王大彝震書」が起草・発給された八四三年二月頃から約一五年後にあたる八五七年である。それゆえ八四三年二月頃の大慶晃は、いまだ王位繼承予定者の副王や他の宰相に対して超越的な権力や地位を掌握するまでには至つていなかつたのである。しかし後に王位に昇ることからも分かるように、その間大慶晃は着実に権力を掌握していくものと思われる。大慶晃があくまで上位の宰相階層の一人に過ぎなかつたにもかかわらず、一方で上位宰相職のうちの二つを兼職しているありようは、まさに大慶晃の権力掌握過程を物語るものといえよう。「與渤海王大彝震書」の末尾の記載は、こうした大慶晃の権力掌握過程の一齣を今に伝えるものなのである。

ところでこうした大慶晃の権力掌握の過程において、同時期に併存していた王位繼承予定者としての副王は、どのような立場にあつたのかという疑問が生ずる。それを明らかにすることは史料の不足からきわめて困難であるが、

少なくとも『新唐書』渤海伝にみえる副王についての記述が、必ずしも当時の渤海国内における、王と副王とへの権力集中を意味するものではないことはいえるのではないだろうか。しかしながら、その一方で副王が特記されたことをも無視してはならず、その意味をさらに追究しなければならないと考える。この点については、ここではほとんどふれることができなかつた副王や宰相階層の性格、本稿の考察と渤海の史的展開との関係などの問題とともに、今後の検討課題として稿を終えたいとおもう。

註

- (1) 歴代渤海王の在位年については、孫玉良「渤海紀年訂補」(『社会科学戦線』一九八二一、一九八二年)、劉曉東「渤海紀年再考訂」(『歴史研究』一九九六一四、一九九六年)、濱田耕策「渤海国王の即位と唐の冊封」(『史淵』一三五、一九九八年)参照。
- (2) 朱国忱・魏國忠著(佐伯有清監訳・濱田耕策訳)『渤海史』(東方書店、一九九六年)一七三頁。
- (3) 魏國忠「渤海都督府長史小考」(『北方論叢』一九八二二、一九八二年)九二頁、孫玉良「唐朝对渤海的經營与管辖」(孫進己・孫海主編『高句麗・渤海研究集成』(四) 哈爾濱出版社、一九九四年)四六二頁、朱他註(2)前掲書一六一頁。
- (4) 酒寄雅志「渤海王権の構造」(『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年)一八四頁、濱田耕策「渤海国王位の継承と『副王』」(『年報朝鮮学』七、一九九九年)一五〇六頁。
- (5) 中村裕一「唐代制勅研究」(汲古書院、一九九一年)五九四頁。
- (6) 趙鉄寒主編『宋遼金元四史資料叢刊』(二)『渤海国志』(文海出版社、一九七七年)所収。
- (7) 同右。
- (8) 東洋文庫編『唐代詔勅目録』(財團法人東洋文庫、一九八一年)五二一頁。
- (9) 濱田註(1)論文九四頁。
- (10) 濱田註(4)論文四頁。

- (11) 『舒元輿集』は「新唐書」卷六〇・志五〇・芸文四や宋・鄭樵『通志』卷七〇・芸文略八・別集四に「舒元輿集一卷」とみえ、また類似の「舒元輿文一卷」が「宋史」卷二〇八・志一六一・芸文七や「崇文總目」卷一一・別集類にみえる。兩者を同一とみても、「崇文總目」は北宋の崇文院秘閣の藏書目録、「宋史」芸文志は宋の国史志に依るものなので、その伝存は宋代までしか確認できない。なお南宋・洪邁の『容齋隨筆』卷一四・舒元輿文には「舒元輿、唐中葉の文士なり。今、其の遺文の存する所の者は才に二十四篇なり」とある。その後の「舒元輿集」の伝存情況については識者のご教示を待ちたい。
- (12) 鈴木虎雄「支那の詔勅文と其の起草者」(『東方學報』京都・九、一九三八年)一九頁。
- (13) 平岡武夫編「唐代の散文作品」(同朋舎、一九七七年)
- (14) 内藤乾吉「唐の三省」(『中國法制史考証』有斐閣、一九六三年)一、八頁。
- (15) 礒波護「唐の官制と官職」(『唐の行政機構と官僚』中央公論社、一九九八年)二七頁。
- (16) 築山治三郎「唐代政治制度の研究」(創元社、一九六年)九四頁。
- (17) 張國剛「唐代官制」(三秦出版社、一九八七年)三八、四一頁。
- (18) ただし、実際には封敖は李德裕の宰相罷免以前に翰林学士の職を退いている。
- (19) 「文淵閣四庫全書」史部所収。本稿所掲の原文は、岑仲勉「翰林學士壁記注補」(中央研究院歴史語言研究所集刊)一五、一九四八年)のものに、その校合を参考にして筆者が若干手を入れた。
- (20) 礒波護「唐代の県尉」(註(15)前掲書)七四、九頁。
- (21) 岑註(19)論文五〇、六頁。
- (22) 岑註(19)論文五〇頁。
- (23) 礒波註(15)論文二二二頁、築山註(16)前掲書一〇七頁。
- (24) 文獻記録によると翰林學士院は北廳と南廳とからなっていたという。その位置については大明宮麟德殿の西北二〇〇m、宮城西城墙の外にある西夾城とみる見解(最近のものとしては、王靜「唐大明宮的構造形式與中央決策部門職能的變遷」(『文史』六一、二〇〇一年、一〇八、九頁)と西夾城の北二〇〇余mの大明宮内に残っている土牆とみる見解(辛德勇「大明宮西夾城南部遺址與翰林院和學士院的位置」(『隋唐兩京叢考』三秦出版社、一九九一年)とが

ある。

- (25) 「丁記」開成条。また丁居晦の官歴については、このほか同書大和条にも記述がある。なお丁居晦の系譜については不明である。
- (26) 岳註 (19) 論文五一～六頁。
- (27) 孫國棟「唐代中書舍人遷官途經考計」(『唐宋史論叢増訂版』商務印書館、二〇〇〇年) 四八～五二頁。
- (28) 石見清裕「唐朝発給の『国書』一覽」(『アジア遊学』三、一九九九年) 四六頁。
- (29) 氣賀澤保規「唐法門寺咸通十四年(八七三)舍利供養をめぐる一考察」(『駿台史學』九七、一九九六年) 六二～三頁。
- (30) 石見註 (28) 論文五一頁。なお同「唐の国書授与儀礼について」(『東洋史研究』五七一二、一九九八年)、同「唐の北方問題と國際秩序」(汲古書院、一九九八年) 参照。
- (31) 石見清裕「蕃望について」(石見註 (30) 前掲書) 三八八～九六頁。
- (32) 平岡武夫編「唐代の曆」(同朋舎、一九七七年) 二七九頁。
- (33) 仁井田陞「唐令拾遺」(東京大学出版会、一九六四年) 四七三～七頁、仁井田陞著・池田温編集代表「唐令拾遺補」二三五頁。
- (34) 石井正敏「渤海と西方社会」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年) 一一六～七頁。
- (35) その写しが宮内庁書陵部藏『壬生家文書』「古往来消息雜雜」に収録されている。これを中心に扱った主な研究としては、三上次男「朝鮮との関係」(『國説日本文化史大系4 平安時代(上)』小学館、一九五八年)、新妻利久「渤海国史及び日本との国交史の研究」(東京電気大学出版局、一九六九年)、酒寄註 (4) 論文、同A「渤海國中台省牒の基礎的研究」、同B「渤海國中台省牒の位署について」(以上酒寄註 (4) 前掲書)、中村裕一「渤海國咸和一年中台省牒に就いて」(唐代史研究会『隋唐帝國と東アジア世界』汲古書院、一九七九年)、田島公「海外との交渉」(『古文書の語る日本史2 平安』筑摩書房、一九九一年)がある。本訖文は三上論文及び酒寄A論文所載の写真版をもとに、これら諸研究の訖文を参考にして作成した。
- (36) 鳥山喜一著・船木勝馬編「渤海史上の諸問題」(風間書房、一九六八年) 七六頁、金毓黻「渤海國志長編」(趙編註 (6) 前掲書) 卷一五・職官考、瀧川政次郎「日・渤海官制の比較」(『建国大学研究院研究期報』一、一九四一年)

- (37) 酒寄註（4）論文一八四頁。
- (38) 烏山他註（36）前掲書七六頁。
- (39) 烏山他註（36）前掲書七三一四頁、金註（36）前掲書
- 卷一五・職官考、瀧川註（36）論文二二五頁。
- (40) 烏山他註（36）前掲書七六頁、金註（36）前掲書卷一五・職官考、瀧川註（36）論文二三九頁。
- (41) 魏註（3）論文九二頁、孫註（3）論文四六二頁、朱他註（2）前掲書一六一頁、濱田耕策『渤海國興亡史』（吉川弘文館、二〇〇〇年）一五八頁。
- (42) 劉統『唐代羈縻府州研究』（西北大學出版社、一九九八年）四〇一二頁。
- (43) 石井正敏「中國における渤海史研究の現状」（『古代史研究』の最前線 第四卷）雄山閣、一九八七年）七六頁。
- (44) 桜井俊郎「渤海の有力姓氏と中央官制」（『歴史研究』三三三、一九九五年）一三一四頁。
- (45) 金註（36）前掲書卷一五・職官考。
- (46) 中村註（35）論文四二九一三〇頁、濱田註（4）論文五七頁、同註（41）前掲書二三〇および一七七頁、田島註（35）論文二五一頁。
- (47) 古畑徹「渤海建国関係記事の再検討」（『朝鮮学報』一三一、一九八四年）一六一八頁。
- (48) 酒寄註（4）論文一六二一三頁。
- (49) 『新唐書』渤海伝には「大和四（八三〇）年、仁秀死し、宣王と謚す。子の新徳蚤死し、孫の彝震立つ、咸和と改年す」とある。ここで王とならなかつた新徳が特記されるのは、彝震の父であつたからであろう。
- (50) 濱田註（4）論文一五頁、同註（41）前掲書一七七頁。
- (51) 酒寄註（4）論文一八四頁。
- (52) 同右。
- (53) 林相先「渤海의 王位繼承」（姜仁求編『韓國古代의 考古歷史』学研文化社、一九九七年）五〇六一九頁。
- (54) 築山註（16）前掲書一九頁。